



2016年9月30日

アジアインターネット日本連盟

「民法の成年年齢の引下げの施行方法に関する意見募集」に対する意見

1. 意見の要旨

民法の成年年齢の引下げの施行方法について意見募集がなされているが、そもそも民法の成年年齢の引下げの是非について、十分な検討が加えられていない。

まずは、民法の成年年齢の引下げについて、消費者・産業界等の利害関係者との十分な議論を行い、必要な合意形成プロセスを踏むことが必要と考える。

2. 意見の理由

民法の成年年齢の引下げについては、平成21年10月の法制審議会の答申があるものの、平成27年6月の公職選挙法改正時の附則においては、民法の規定について「検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」とし、民法の成年年齢の引下げを行うか否かについては、その是非自体に十分な検討が加えられるべきものとされている。

また、民法の成年年齢の引下げにあたっては、その変更によって甚大な社会的影響が生じることから、消費者・産業界等をはじめとした国民の多様な意見を踏まえた議論がなされ、世論において民法の成年年齢の引下げを受容する合意形成がなされることが必要である。

しかしながら、本意見募集に至るまでの間、上記のような消費者・産業界等をはじめとした国民の多様な意見を踏まえた議論はなされておらず、上記公職選挙法附則のいう十分な「検討」が加えられていない。

さらに、内閣府大臣官房政府広報室が平成25年10月に実施した「民法の成年年齢に関する世論調査」によれば、民法の成年年齢の引下げに反対する者の割合は、79.4%となっており、世論において民法の成年年齢の引下げが受容されている状態とは言えないものである。

このように民法の成年年齢の引下げの是非について、未だ議論が尽くされていない状況下において、引下げを前提とした「施行方法」に関する意見募集を行うことは、いささか勇み足ではないかと考える。

したがって、上記のとおり、民法の成年年齢の引下げの検討に当たっては、事前に消費者・産業界等の利害関係者との十分な調整を行なうことが必要と考える。

以上